

海外安全対策情報（平成27年1月～3月）

1 社会・治安情勢

(1) テロの傾向

ア パキスタン軍によるテロリスト掃討を目的とした連邦直轄部族地域（FATA）北ワジリスタン及びハイバル管区での軍事作戦については、同作戦に伴い発生した国内避難民（IDPs）に対する具体的な帰還時期が発表されたことから順調に推移していると思われる。しかしながら、治安当局を標的とした報復テロ・襲撃事件が、FATA及び近隣のハイバル・パフトゥンハー（KP）州を中心に各地で頻発しており、また、本期間においては他宗派又は他宗教施設及びポリオ・ワクチン接種従事者等のソフトターゲットに対するテロ又は襲撃が顕著となった。最近のテロの趨勢として、このようなソフトターゲットに対する自爆テロが断続して発生していることから、今後も同種テロの発生が懸念される。

また、前述した軍事作戦は現在も継続中であり、本作戦に対する報復テロの発生も併せて懸念される所、いまだ予断を許さない状況にある。なお、当期間のテロ発生件数については、12月57件（前期分）、1月85件、2月78件となっており、昨年12月においてはテロ発生件数が激減したものの、本年に入り再び増加し、その後若干の増減はあるもののほぼ横這いで推移している。

イ 首都イスラマバード市内の治安情勢については、当期間中においてもテロ事件等の発生はなく情勢は平穏に推移した。しかしながら、同市内外での治安当局の取締り等においてテロ容疑者の拘束又は武器・弾薬・爆発物の摘発事案が相次いでいる現状からも、同市内でのテロ活動の蓋然性は依然として高く、潜在的なテロの脅威下にあると言える。

(2) デモの傾向

1月23日、各地において仏シャルリー・エブド紙の風刺画掲載に対する抗議活動が行われ、イスラマバード市においては、参加者が宗教施設（ラール・マスジッド（通称：赤いモスク））に参集し、その後アッパラ交差点への抗議行進を行った。ASWJのイスラマバード支部も抗議行進を行い、アッパラ・マーケットにおいて他のグループと共に抗議活動を行った。同様に、Jamaat-e-Islami（JI）も、市内主要幹線道路において抗議行進を行った。

その他の抗議活動としては、ラホール市及びラワルピンディ市で発生したキリスト教及びイスラム教シーア派宗教施設でのテロに対する抗議活動が各々行われ、事件現場周辺道路が一時参加者により封鎖される事態となった。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) 邦人被害事案

発生なし。

(2) 銃器使用犯罪

本期間においても、前期と同様に銃器の押収事案が相次いだ。当地においては、闇

市場において銃器が違法に売買され容易に入手できることから、銃器が様々な犯罪に使用されている。特に、ラワルピンディ市等の多くの人や物流の中継地となる都市においては、銃器を使用した強盗等の一般犯罪が恒常的に発生しており、特に主要道路から離れた路地においては、その危険性が高まることから十分な注意が必要である。

また、治安機関及び特定の人物に対する発砲事件(標的殺人事件)も散発しており、治安当局が継続的な銃器の取締りに取り組んではいるが、違法に所持し摘発されるケースが後を絶たず、このような違法銃器の蔓延が問題となっている。

(3) 招き入れ型侵入犯罪

イスラマバードは、富裕層が多く居住しており、各家屋には、警備員やドライバー等の使用人を雇っている家主が多いが、これら使用人が犯罪者側と共謀し、家屋内に招き入れて犯罪に荷担する事件が過去に少なからず発生している。今後においても、同種犯罪が発生する可能性も否定できない。

(4) 名誉殺人

当地特有の犯罪として、女性の婚前・婚外交渉や、家族の決めた相手との結婚を拒否されたことで家族の名誉が汚されたものと見做し、その家族等が名誉を守るためにとして、交際相手や身内を殺害するといった殺人事件が後を絶たない。

(5) 強姦

当地では、強姦を含めた性犯罪事件の発生件数は高い。また、同種事件が発生した場合においては、被害者が警察に届け出るとは非常に希である。被害女性が逆に姦通罪に処されたり、男性を誘惑したとの誹りを受ける場合が多く、これら事件の立件が極めて困難であることが指摘される。また、当地マスコミは被害者の氏名だけでなく、時としてその親族等の氏名をも大々的に報道するため、二次被害を被るおそれがあるなどの理由が考えられる。

(6) その他

前期同様本期間についても、治安当局によるアフガニスタンからの難民に対する取締りが行われた結果、多くの不法滞在者が検挙された。

3 テロ事件発生状況

2014年9月から2015年2月までのテロ事件の件数及び死傷者数は、次のとおり。

| | | | | | |
|-----|--------------|----|------|-----|------|
| 9月 | 79件(前月比7%減) | 死者 | 101名 | 負傷者 | 176名 |
| 10月 | 86件(前月比9%増) | 死者 | 98名 | 負傷者 | 228名 |
| 11月 | 93件(前月比8%増) | 死者 | 152名 | 負傷者 | 367名 |
| 12月 | 57件(前月比39%減) | 死者 | 187名 | 負傷者 | 234名 |
| 1月 | 85件(前月比49%増) | 死者 | 150名 | 負傷者 | 155名 |
| 2月 | 78件(前月比8%減) | 死者 | 80名 | 負傷者 | 196名 |

(※ パキスタン平和研究所)

4 安全を考える上で参考となる事件

- (1) 1月9日、ラワルピンディ市内のシーア派宗教施設において自爆テロが発生し、8名が死亡した。
- (2) 2月13日、ペシャワール市郊外ハヤタバードに所在するシーア派宗教施設敷地内において、複数回の爆発及び銃撃があり、22名が死亡し、少なくとも50名以上が負傷したテロ事件が発生した。
- (3) 2月17日、ラホール市内に所在する警察関連施設前において自爆テロが発生し、5名が死亡し、少なくとも23名以上が負傷した。事件概要は、同施設内に侵入を試みる不審者（自爆犯）を制止したところ、同不審者がその場で自爆したものである。
- (4) 2月18日、ラワルピンディ市内のシーア派宗教施設において自爆テロがあり、3名が死亡し、4名が負傷した。事件概要としては、自爆犯が警備員に対して発砲及び手榴弾を投擲して同施設への侵入を図り、内部での自爆を試みるも自爆ジャケットの一部しか爆発しなかった。また、その翌々日には、同テロに対する抗議活動が主要幹線道路で行われ、一時的に封鎖される事態となった。
- (5) 3月15日、ラホール市ヨウハナバードに所在するキリスト教関連施設2箇所において自爆テロが発生し、15名が死亡し、少なくとも70名以上が負傷した。また、事件発生翌日から数日間をわたり、同テロに対する抗議活動が事件現場周辺で行われ、一部参加者が暴徒化する事態に発展した。
- (6) 3月15日、ギルギット・バルティスタン州のバーシャ（Bhasha）地区に駐屯する準軍組織レンジャー部隊が30人規模の武装勢力から襲撃を受け、少なくとも5名の兵士が負傷した。なお、襲撃した武装勢力は全員が逃走した。

5 誘拐・脅迫事件発生情報

- (1) 本期間中における外国人の誘拐事件の発生は前期に続き確認されていない。当地でのパキスタン人に対する誘拐事件の発生は後を絶たず、富裕層に対する犯行のみならず、アフガニスタン等への人身取引を目的とした女兒の誘拐事件が発生している。過激派又は武装組織が資金稼ぎのため、解放条件となる身代金獲得を目的として犯行に及ぶケースの他、一般犯罪組織が誘拐した被害者を金銭目的で武装勢力に売り渡すというケースもあり、半ばビジネス化している。
- (2) なお、2013年3月13日にバロチスタン州において誘拐されたチェコ人女性2名が無事解放され、3月28日に本国へ帰国した。本事件は、無事解放されたものの誘拐されてから約2年を費やす結果となった。

6 日本企業の安全に関わる諸問題

今期においては、日本企業及び邦人が比較的多く進出又は滞在しているラホール市において断続したテロが発生した。また、当地においてはテロの脅威のみならず、銃器を使用した一般犯罪の多発も安全に関する懸念事項である。特に、イスラマバード市及びラホール市のような人口が集中している都市では、当局による警備が他地域と比べ高い警備レベルであるが、テロ活動並びに各種軽・凶悪犯罪が多く発生している状況でもあ

る。このような情勢下、今後の企業活動を考える上では、まずテロ及び犯罪に巻き込まれないための日々細心の注意が最も重要となる。

また、軍によるテロリスト掃討を目的とした軍事作戦が継続中であり、この軍事作戦に対する報復テロも後を絶たない。さらには、昨年6月16日に発出されたTTPによる外国人又は多国籍企業を攻撃対象とする旨の声明からも、外国人等に対するテロの蓋然性があるため、引き続き警戒が必要と思われる。これまでのところ、外国人又は外国権益等に対するテロは確認されていないが、企業活動においては、これらの動向について注視しつつ、活動地域の最新の治安・安全情報を入手し、その分析・評価に応じた行動（活動）方針を定め、具体的な警備・連絡体制を確立することが重要である。併せて、今のところ当地におけるISILの活動実態は不明であるが、元TTP幹部がISホラサン支部司令官に任命された旨の報道もあることから、今後の動向に注視する必要がある。

なお、当地には政府の政策として外国人の入域を制限している地域が国内各地に存在し、そのような地域へ政府からの事前の許可を得ず（又は報告をせず）入った場合には、現地治安当局による安全対策がなされないばかりか、速やかな退去を命ぜられたり、また仮に犯罪に巻き込まれたとしても通常の警察活動を期待することはできない。

（以上）